

平成29年度地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第15条及び第16条第1項及び第2項に基づき「地下水質の常時監視」を行うために、関係機関と協議の上、宮城県知事（以下「知事」という。）が作成したものである。

2 計画の内容

原則として「地下水調査方法」（平成元年9月14日付け環水管第189号）に従い、計画を策定したものである。

計画に基づき実施される調査の種類は、①概況調査（定点方式、ローリング方式）、②汚染井戸周辺地区調査、③継続監視調査とし、地点、項目、回数（頻度）及び期間（時期）等については、別表のとおりとする。

3 測定方法

検体の測定方法（分析方法）は「環境庁告示第10号（平成9年3月13日付け）」等の公定法によるものとする。

4 測定結果の送付

各測定機関の長は、測定終了後その測定結果を、翌月末までに知事宛て送付するものとする。

5 測定結果の公表

知事は、測定結果を一定様式にとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき公表するものとする。

平成29年度地下水質測定計画総括表

調査の種類	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査※	継続監視 調査	合計
	定点方式	ローリング方式			
総測定地点数	0	39		50	89
調査機関	宮城県	9		20	29
内訳	仙台市	30		30	60
総検査項目数	0	1,371		216	1,587
調査機関	宮城県	261		112	373
内訳	仙台市	1,110		104	1,214

※概況調査で環境基準超過が確認された場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染源の究明を行うために実施。

測定項目の分析方法及び環境基準

項目	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※ (mL)	測定方法	環境基準 (mg/L)	
環境基準項目	カドミウム	0.001	100又は50 日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.003以下	
	全シアン	0.1	50 JISK0102の38.1.2及び38.2に定める方法、JISK0102の38.1.2及び38.3に定める方法又はJISK0102の38.1.2及び38.5に定める方法	検出されないこと (0.1以下)	
	鉛	0.005	100又は50 JISK0102の54に定める方法	0.01以下	
	六価クロム	0.02	50 JISK0102の65.2に定める方法（ただし、JISK0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JISK0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	0.05以下	
	砒素	0.005	50 JISK0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.01以下	
	総水銀	0.0005	200 昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	0.0005以下	
	アルキル水銀	0.0005	200 公共用水域告示付表2に掲げる方法	検出されないこと (0.0005以下)	
	PCB	0.0005	1,000 公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと (0.0005以下)	
	ジクロロメタン	0.002	10 JISK0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	0.02以下	
	四塩化炭素	0.0002	10 JISK0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002以下	
	クロロエチレン	0.0002	10 平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	10 JISK0125の5.1.5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	10 JISK0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.004	10 シス体にあつてはJISK0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	0.04以下	
		シス体	0.002		10
		トランス体	0.002		10 トランス体にあつてはJISK0125の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	10 JISK0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	10 JISK0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.001	10 JISK0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01以下	
	テトラクロロエチレン	0.0005	10 JISK0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	10 JISK0125の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法	0.002以下		
チウラム	0.0006	1,000又は500 公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.006以下		
シマジン	0.0003	1,000又は200 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.003以下		
チオベンカルブ	0.001	1,000又は200 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.02以下		
ベンゼン	0.001	10 JISK0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	0.01以下		
セレン	0.002	10 JISK0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.01以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.015	硝酸性窒素にあつてはJISK0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法 亜硝酸性窒素にあつてはJISK0102の43.1に定める方法	10以下	
硝酸性窒素		0.01			50
亜硝酸性窒素		0.005			50
ふっ素	0.08	50	JISK0102の34.1若しくは34.4に定める方法又はJISK0102の34.1c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法	0.8以下	
ほう素	0.02	50	JISK0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	1以下	
1,4-ジオキサン	0.005	10	公共用水域告示付表第7に掲げる方法	0.05以下	
水素イオン濃度			50 JISK0102の12.1に定める方法		

（注1）測定方法の欄において、「JIS」とは日本工業規格を示すものとする。

※参考値

要監視項目測定分析方法及び指針値

項 目	測 定 方 法	報 告 下 限 値		指針値 (mg/L)
		(mg/L)	記載方法	
1	クロロホルム	0.006	<0.006	0.06以下
2	1, 2-ジクロロプロパン	日本工業規格（以下「規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	<0.006	0.06以下
3	p-ジクロロベンゼン		<0.02	0.2以下
4	イソキサチオン		<0.0008	0.008以下
5	ダイアジノン	平成5年4月環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表1の第1又は第2に掲げる方法	<0.0005	0.005以下
6	フェニトロチオン(MEP)		<0.0003	0.003以下
7	イソプロチオラン		0.004	0.04以下
8	オキシ銅(有機銅)		<0.004	0.04以下
9	クロロタロニル(TPN)	環水規第121号付表2に掲げる方法	0.004	0.04以下
10	プロピザミド		<0.005	0.05以下
11	EPN		0.0008	0.008以下
12	ジクロロボス(DDVP)		0.001	0.006以下
13	フェノブカルブ(BPMC)		0.0008	0.008以下
14	イプロベンホス(IBP)		0.003	0.03以下
15	クロルニトロフェン(CNP)		0.0008	0.008以下
16	トルエン		0.001	—
17	キシレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	<0.06	0.6以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル		0.04	0.4以下
19	ニッケル	環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	0.06以下
20	モリブデン	規格59.3に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.001	—
21	アンチモン	規格68.2に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.007	0.07以下
22	エビクロロヒドリン	規格62.2に定める方法又は環水規第121号付表6に掲げる方法	0.002	0.02以下
23	全マンガン	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表2に掲げる方法	0.00004	0.0004以下
24	ウラン	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	0.02	0.2以下
24	ウラン	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	0.002以下

※場合により定量・報告下限値を変更することがある。

宮城県（仙台市分除く）

1 概況調査（ローリング方式）（平成29年度）

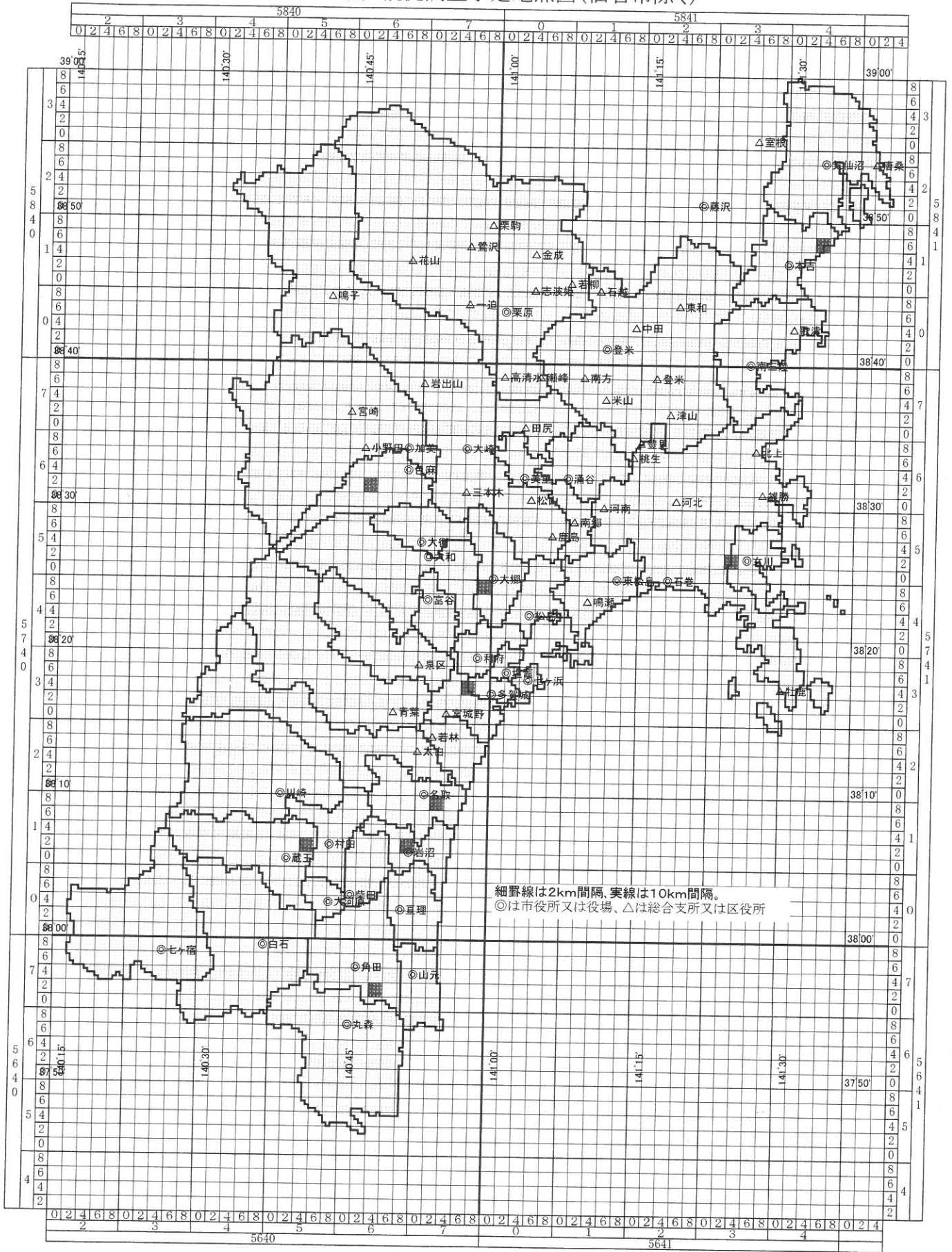
測定地点名	地図メッシュコード	採水頻度			環境基準項目																	その他の項目																								
		地点数	測定月数	回数	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	シクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	ジクロロエチレン	1,2	ジクロロエチレン	1,1	ジクロロエチレン	1,2	トリクロロエタン		1,1	トリクロロエタン	1,2	トリクロロエチレン	クロロエチレン	テトラ	ジクロロプロベン	1,3	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度	pH				
角田市島田	5640-76-24	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
蔵王町大字平沢	5740-15-24	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
多賀城市新田	5740-37-46	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
大郷町東成田	5740-47-88	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
名取市下増田	5740-17-82	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩沼市中央	5740-16-28	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
色麻町小栗山	5740-66-22	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女川町浦宿浜	5741-53-22	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
気仙沼市本吉町	5841-14-64	1	6~11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

2 継続監視調査（平成29年度）

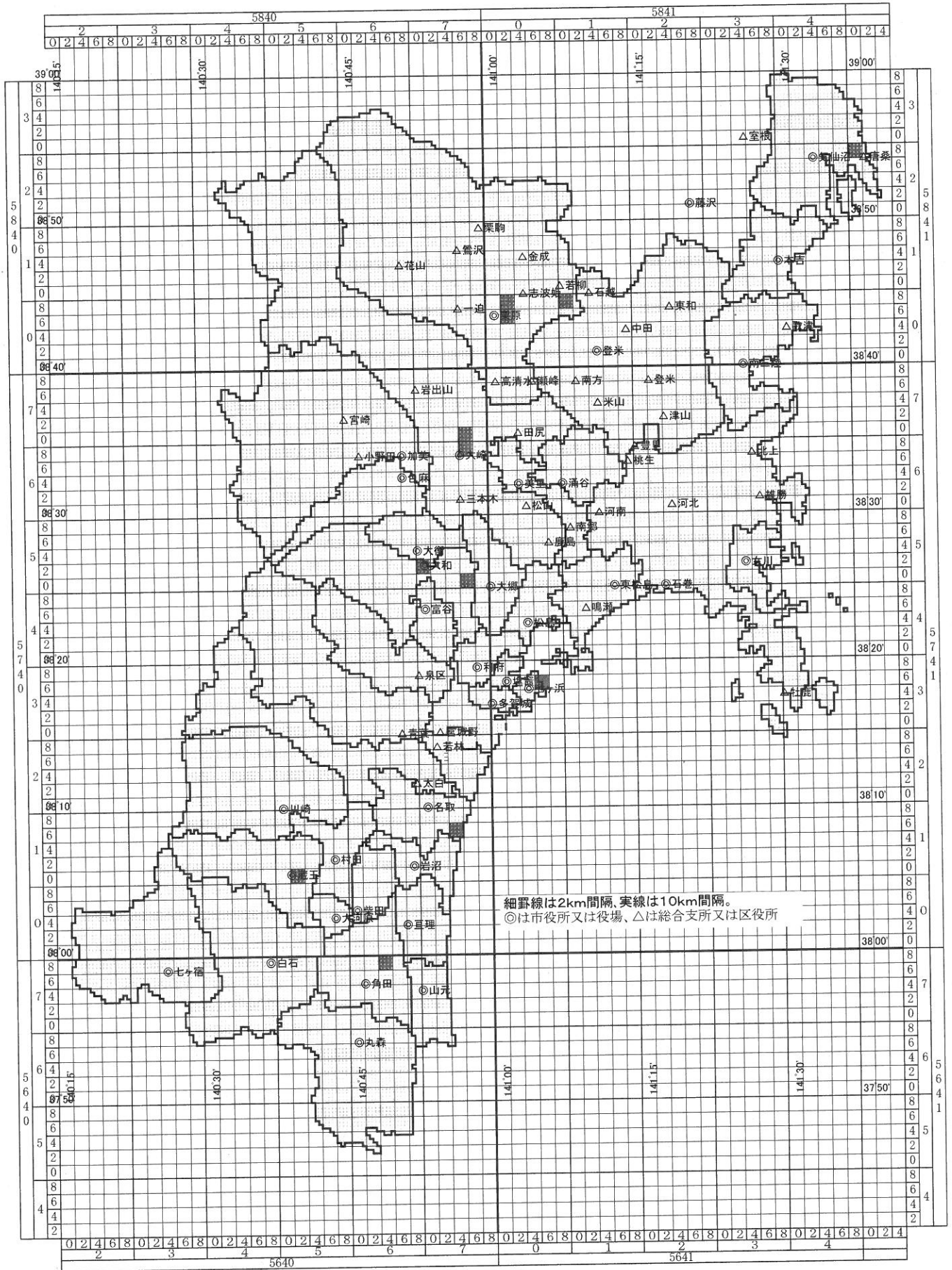
測定地点名	地図メッシュコード	採水頻度			環境基準項目																	その他の項目																													
		地点数	測定月数	回数	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	シクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	ジクロロエチレン	1,2	ジクロロエチレン	1,1	ジクロロエチレン	1,2	トリクロロエタン		1,1	トリクロロエタン	1,2	トリクロロエチレン	クロロエチレン	テトラ	ジクロロプロベン	1,3	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度										
角田市佐倉	5640-76-84	1	5~11	1					1																																										
蔵王町円田	5740-15-02	1	5~11	1																																															
七ヶ浜町吉田浜	5741-30-66	1	2~5	1																																															
大和町吉岡	5740-57-20	1	4~5	1									4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
大和町鶴巣大平	5740-57-06	1	2~5	1				2																																											
名取市下増田	5740-17-64	1	1~5	1																																															
大崎市古川福浦	5740-77-06	1	1~5	1				1																																											
大崎市古川大宮	5740-67-86	1	1~5	1				1																																											
栗原市築館萩沢	5841-00-62	1	3~5	1									3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
栗原市志波姫堀口	5841-00-82	1	2~5	1									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
栗原市若柳下畑岡	5841-01-80	1	1~5	1																																															
気仙沼市唐桑町浦	5841-25-80	1	1~5	1				1																																											
合計		20			0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※地図メッシュコードはP14、P15のメッシュ地図での地点を表すもの。

平成29年度 概況調査予定地点図(仙台市除く)



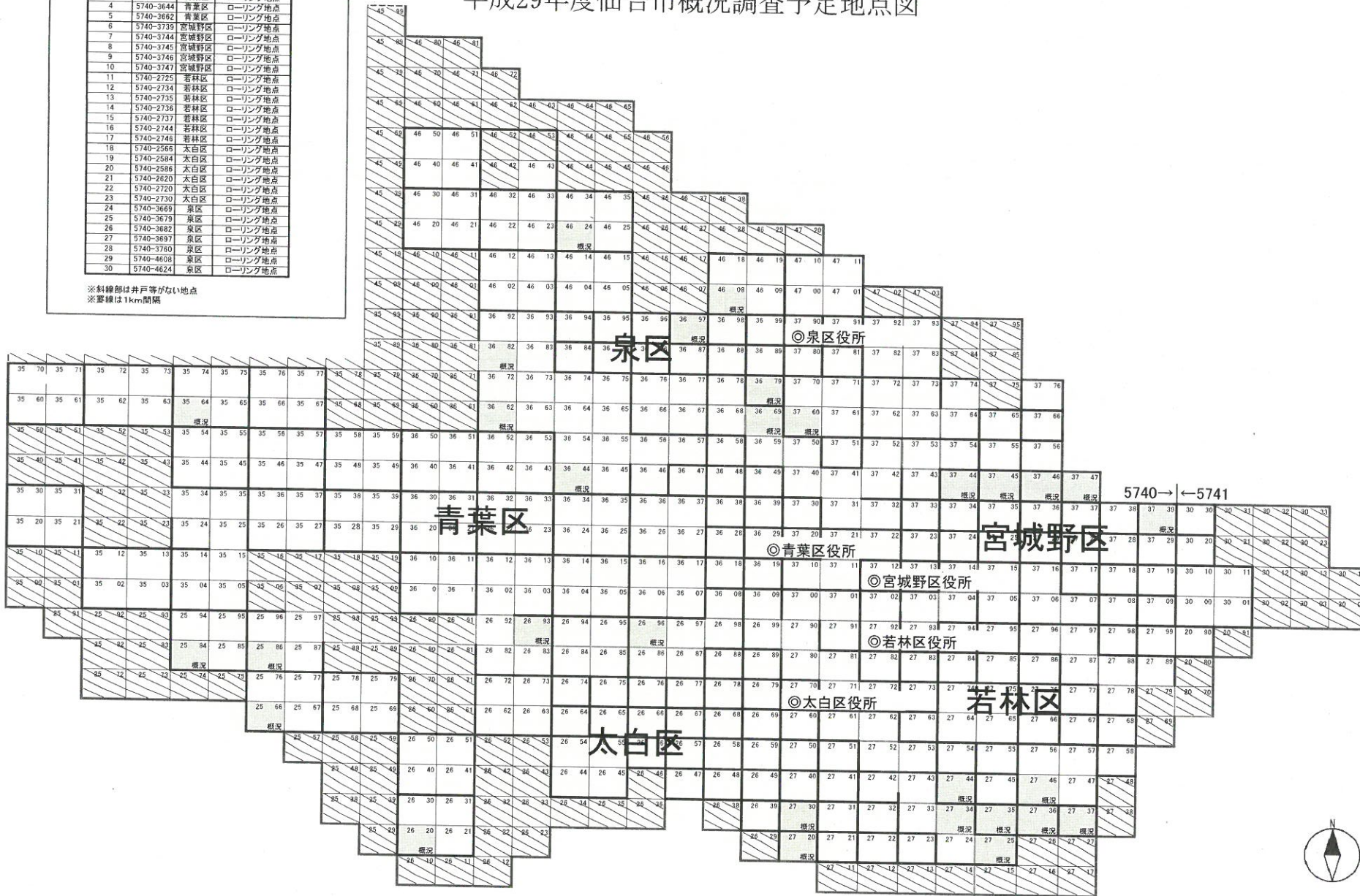
平成29年度 継続監視調査予定地点図(仙台市除く)



平成29年度仙台市概況調査予定地点図

No.	3次メッシュ	区域	区分
1	5740-2693	青葉区	ローリング地点
2	5740-2696	青葉区	ローリング地点
3	5740-3584	青葉区	ローリング地点
4	5740-3644	青葉区	ローリング地点
5	5740-3682	青葉区	ローリング地点
6	5740-3739	宮城野区	ローリング地点
7	5740-3744	宮城野区	ローリング地点
8	5740-3745	宮城野区	ローリング地点
9	5740-3746	宮城野区	ローリング地点
10	5740-3747	宮城野区	ローリング地点
11	5740-2725	若林区	ローリング地点
12	5740-2734	若林区	ローリング地点
13	5740-2735	若林区	ローリング地点
14	5740-2736	若林区	ローリング地点
15	5740-2737	若林区	ローリング地点
16	5740-2744	若林区	ローリング地点
17	5740-2746	若林区	ローリング地点
18	5740-2566	太白区	ローリング地点
19	5740-2584	太白区	ローリング地点
20	5740-2586	太白区	ローリング地点
21	5740-2620	太白区	ローリング地点
22	5740-2720	太白区	ローリング地点
23	5740-2730	太白区	ローリング地点
24	5740-3669	泉区	ローリング地点
25	5740-3679	泉区	ローリング地点
26	5740-3682	泉区	ローリング地点
27	5740-3697	泉区	ローリング地点
28	5740-3760	泉区	ローリング地点
29	5740-4608	泉区	ローリング地点
30	5740-4624	泉区	ローリング地点

※斜線部は井戸等がない地点
※罫線は1km間隔



平成29年度仙台市継続監視調査予定地点図

No.	3次メッシュ	地区名
1	5740-36-19	青葉区
2	5740-36-49	青葉区
3	5740-37-23	宮城野区
4	5740-27-72	若林区
5	5740-27-72	若林区
6	5740-36-27	青葉区
7	5740-37-32	宮城野区
8	5740-37-56	宮城野区
9	5740-37-76	宮城野区
10	5740-36-87	泉区
11	5740-36-88	泉区
12	5740-36-94	泉区
13	5740-36-94	泉区
14	5740-37-91	泉区
15	5740-47-01	泉区
16	5740-36-10	青葉区
17	5740-37-08	宮城野区
18	5740-37-08	宮城野区
19	5740-37-17	宮城野区
20	5740-37-18	宮城野区
21	5740-27-85	若林区
22	5740-27-86	若林区
23	5740-36-94	泉区
24	5740-46-04	泉区
25	5740-37-90	泉区
26	5740-37-12	宮城野区
27	5740-37-12	宮城野区
28	5740-37-33	宮城野区
29	5740-27-50	太白区
30	5740-26-66	太白区

※斜線部は井戸等がない地点
※罫線は1km間隔

